

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 5月29日
【会社名】	東洋埠頭株式会社
【英訳名】	TOYO WHARF & WAREHOUSE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 原 匡史
【本店の所在の場所】	東京都中央区晴海一丁目 8 番 8 号
【電話番号】	(0 3) 5 5 6 0 - 2 7 0 1
【事務連絡者氏名】	経理部審査課長 佐古 一彦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区晴海一丁目 8 番 8 号
【電話番号】	(0 3) 5 5 6 0 - 2 7 0 2
【事務連絡者氏名】	経理部審査課長 佐古 一彦
【縦覧に供する場所】	東洋埠頭株式会社 川崎支店 (川崎市川崎区扇町13番 1 号) 東洋埠頭株式会社 大阪支店 (大阪市此花区梅町二丁目 4 番72号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成26年5月15日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

平成26年2月14日から15日にかけての大雪の影響により、当社立川営業所倉庫（賃借）の屋根の一部が崩落する等の被害を受けました。これに伴い、当社が賃借建物に付加した有形固定資産の除却見込額を災害による損失として、撤去費用の見積り額を災害損失引当金繰入額として特別損失に計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

平成26年3月期の個別決算及び連結決算において、特別損失として災害による損失37百万円、災害損失引当金繰入額1,000百万円を計上しております。

以 上